三田市オンブズパーソン

令和６年度

活動状況報告書

［令和６年４月１日～令和７年３月３１日］

三田市オンブズパーソン

三田市総務部総務課

目　　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　三田市オンブズパーソン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　オンブズパーソン制度の運用状況
⑴　オンブズパーソン制度についての問合せ　・・・・・・・・・・・・・・・　２
⑵　オンブズパーソンへの意見等の申立て　・・・・・・・・・・・・・・・・　２
⑶　オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査　・・・・・・・・・・・・・　２

４　例規等
⑴　三田市オンブズパーソン条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
⑵　三田市オンブズパーソン条例施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・・　８

１　はじめに

本市では、平成２５年１２月２４日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成２６年４月１日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

令和６年度のオンブズパーソン制度の運用状況としては、オンブズパーソンへの意見等申立てはありませんでしたが、事務局へは４件の相談が寄せられました。

また、オンブズパーソンによる本来の調査とは別に、本年は、条例規定のとおり、５年ごとに条例の施行状況を把握し検証を行う年であることから、検証を行った結果、関係する事務処理要領等を改定することを決定し、新たな運用を開始しております。

日々、多様化する行政サービスにおいて、市民のオンブズパーソン制度に寄せられる期待が高まる中、オンブズパーソンの役割、事務局の役割をしっかりと果たすことにより、制度の趣旨である市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図ることに資するよう制度を進めていくことを考えております。

今後も、この制度が市民の皆様にとってより良い制度となるよう、適正な運用に努めてまいります。

令和７年４月

三田市総合政策部広報広聴課

２　三田市オンブズパーソン

⑴　中川（なかがわ）　丈久（たけひさ）　（大学教授）　　代表オンブズパーソン

⑵　竹村（たけむら）　正樹（まさき）　（弁護士）

３　オンブズパーソン制度の運用状況

(1)　オンブズパーソン制度についての問合せ

ア　内容別件数内訳　　（単位：件）

内容＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容別計
①　意見等申立ての相談	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4
②　制度に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4

イ　方法別件数内訳　　（単位：件）

内容＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	内容別計
①　電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②　窓口	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4
③　メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4

(2)　オンブズパーソンへの意見等の申立て　　件数０件

(3)　オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査　　件数０件

三田市オンブズパーソン条例

平成２５年１２月２４日
三田市条例第４１号

（趣旨）

第１条　この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成２４年三田市条例第３５号）第４２条第３項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

（所管事項）

第２条　オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

⑴　判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項

⑵　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７５条、第９８条第２項、第１９９条第６項、第２４２条及び第２４３条の２第３項（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項

⑶　議会に関する事項

⑷　職員の自己の勤務内容に関する事項

⑸　オンブズパーソンの行為に関する事項

⑹　この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

（職務）

第３条　オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　第１０条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。

⑵　前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。

⑶　申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。

⑷　申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。

⑸　第３号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

（オンブズパーソンの責務）

第４条　オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行

するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

２　オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

３　オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

４　オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（市の機関の責務）

第５条　市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

２　市の機関は、オンブズパーソンから第１４条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。

（市民等の責務）

第６条　市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

（組織等）

第７条　オンブズパーソンの定数は、２人とし、そのうち１人を代表オンブズパーソンとする。

２　オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

３　オンブズパーソンの任期は、３年とし、１期に限り再任されることができる。

４　オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

（兼職等の禁止）

第８条　オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

２　オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

（解嘱）

第９条　市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

２　オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

（意見等の申立て）

第１０条　市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者（次条第２項に該当する場合を含む。）は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

２　前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

⑴　意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

⑵　意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日

⑶　前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

３　意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

（意見等の調査）

第１１条　オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

⑴　第２条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。

⑵　意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。

⑶　意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から１年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

⑷　虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認めるとき。

２　オンブズパーソンは、前項第２号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第１２条　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

２　オンブズパーソンは、前条第１項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

3　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

(1)　第１１条第１項各号に該当することが判明したとき。

(2)　その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。

４　オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあっては意見等申立人及び第１項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあっては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第１３条　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため

必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

２　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

３　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

４　オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。

（調査結果の通知）

第１４条　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了したとき（第１２条第３項の規定に該当する場合を除く。）は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

⑴　申立てに係る意見等　意見等申立人及び第１２条第１項の規定により通知した市の機関

⑵　自己の発意に基づく事案　第１２条第１項の規定により通知した市の機関

（勧告及び意見表明等）

第１５条　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

２　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

３　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第１項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

（勧告及び意見表明の尊重）

第１６条　前条第１項の規定による勧告又は同条第２項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（報告等）

第１７条　オンブズパーソンは、第１５条第１項の規定による勧告又は同条第２項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

２　前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して６０日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

３　オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

（公表）

第１８条　オンブズパーソンは、第１５条第１項の規定による勧告若しくは同条第２項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第２項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

２　オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

（事務局）

第１９条　オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

（活動状況の報告）

第２０条　オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

（この条例の見直し）

第２１条　市長は、この条例の施行状況を把握し、５年ごとに検証しなければならない。

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の１年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の１年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３７年三田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額　４５，０００円

（三田市まちづくり基本条例の一部改正）

４　三田市まちづくり基本条例（平成２４年三田市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第４２条第３項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例（平成２５年三田市条例第４１号）で定めるところによります。」に改める。

付　則（令和２年条例第６号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

三田市オンブズパーソン条例施行規則

（平成２６年２月１２日
三田市規則第２号）

（趣旨）

第１条　この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成２５年三田市条例第４１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（代表オンブズパーソン）

第３条　条例第７条第１項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

２　代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

３　代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

（オンブズパーソン会議）

第４条　次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

⑴　オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

⑵　オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

２　オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

３　前２項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

（特別な利害関係にある企業等）

第５条　条例第８条第２項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

（意見等の申立て）

第６条　条例第１０条第２項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

２　条例第１０条第２項第３号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

（正当な理由）

第７条　条例第１１条第１項第３号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、１年を経過した後初めて明らかにされたとき。

⑵　天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。

⑶　意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

（調査実施の通知）

第８条　条例第１２条第１項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

（意見等について調査しない旨の通知）

第９条　条例第１２条第２項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

（調査中止の通知）

第１０条　条例第１２条第４項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

（身分証明書の携帯等）

第１１条　オンブズパーソンは、条例第１３条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

（調査の標準処理期間）

第１２条　条例第１３条第４項に規定する規則で定める標準処理期間は、２箇月とする。

２　前項の期間内に調査を終わらない事項については、２箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

（調査結果の通知）

第１３条　条例第１４条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

（勧告及び意見表明の通知）

第１４条　条例第１５条第３項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

（報告等）

第１５条　条例第１７条第２項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

２　条例第１７条第３項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

（公表）

第１６条　条例第１８条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

（オンブズパーソン事務局）

第１７条　条例第１９条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

（活動状況の報告及び公表）

第１８条　条例第２０条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

⑴　意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況

⑵　自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況

⑶　勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　第１６条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

（様式）

第１９条　この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

（補則）

第２０条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年規則第１５号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。